撮影方向を図示してください。

※除却された危険ブロック塀等

（築造されたブロック塀等）の全景について、最低２方向から撮影してください。

①（道路側から）

写真

②（敷地内から）

敷地

写真

①方向（道路側）からの写真

②方向（敷地内）からの写真

除却後（築造後）の写真